

第2回三重県文化審議会における御意見への対応

(1028修正)

資料2

項目	御意見	対応	中間案
1 条例名	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県文化振興条例」がすっきりしていてよいと思う。 ・「三重県文化振興条例」では少し硬すぎるので、「みえの文化振興条例」がよいと思う。 ・国の法律は「文化芸術基本法」であることから、「文化芸術振興条例」とした方がよいのでは。 	三重県法令事務の手引きでは、題名は通常、漢字をもって「三重県」を冠することとしていること、また、本県においては、「文化」を、「芸術」のほか、「伝統芸能」や「生活文化」等を含むものととらえており、「芸術」の印象を強く与えることのないよう、「三重県文化振興条例」としたい。	—
2 前文	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県の文化の特徴について、あまり書き込まれておらず、わかりにくく感じる。伊勢神宮や熊野古道など、日本の精神文化の拠点を持っていることが、文化における三重県の強みであり、そこに言及がない。 	「日本の精神文化の源流－伊勢と熊野」を追記する。	前文
3 前文	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかげ参り」は60年に1度であり、「お伊勢参り」が適切ではないか。また、地域の祭りや伝統芸能という言葉が入ってないので、入れるべき。 	「伊勢参り」を追記する。また、「地域の祭りや行事」を追記する。	前文
4 前文	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の背景について、「持続可能な」という価値観や、Society 5.0の時代にあって文化をどのように考えるかという視点を入れた方がよい。 	「デジタル化の急速な進展」、「誰ひとり取り残さない持続可能な社会」を追記する。	前文
5 前文	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指すべき姿の実現」について、「日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できる、高い文化力を誇る三重の実現を目指す」となっているが、具体的でない。 	「日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指す。」に修正する（「目指すべき姿」については、広く誰もが共感、共有できるような表現としたい）。	前文
6 総則 (目的)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力あふれる地域社会の実現」について、「生きがいと心の豊かさを実感できる」という方向性はよいが、もう少し文章を絞り込んだ方がよい。 	第1条「目的」で、「生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現」に変更する。	第1条関連
7 総則 (基本理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化活動を行う者」での「者」という表現について、「文化活動の担い手」というような表現もあるのではないか。 	「文化活動の担い手」という表現は、やや対象を限定する印象を与えるため、法律や条例で一般的に使われる用語である「者」を使用することとしたい。	第2条 第1項、第2項関連
8 総則 (基本理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県らしさをどこに出すかが重要。三重の多様な文化をどのように生かして、今ある文化に繋げていくか、が三重県らしい条例にするポイントではないかと思う。 	第2条第4項「三重に対する誇りと愛着の醸成」を三重県の独自性と位置づけ、三重の多様な文化を生かし郷土愛の醸成や地域の活性化につなげていく。	第2条 第4項関連
9 総則 (基本理念)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念か基本的施策で、「先人が作り上げた文化は、我々共通の財産として次の世代に継承させ、新しい創造を目指す」という趣旨の文言が入るとよい。 	第2条第5項の条文に「県民の共通の財産であるという認識の下、」を追記し、第23条、第24条で「三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承」に取り組むことを規定する。	第2条第5項関連 第23条関連 第24条関連
10 総則 (教育機関の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関が持っている専門知識や能力を、地域文化の振興に使うという視点が足りないと感じる。 ・役割の中に教育機関を入れるべき。 	第6条「教育機関の役割」の第1項で、教育機関は、子どもたちをはじめ、県民が文化にふれ親しむ機会の創出に努めることを規定する（ここでいう「教育機関」は、小中高、大学などの学校教育を行う機関と、図書館、美術館、博物館などの社会教育を行う機関を含むもの）。 また、第2項で、高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定する。	第6条関連
11 総則 (事業者の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の役割は「その事業活動を通じて、文化の振興に積極的な役割を果たすことに理解を求める」となっているが、「事業活動を通じて」という部分は不要ではないか。 	第7条「事業者の役割」の記述を、「文化活動への参画又は支援を通じて」とする。	第7条関連
12 総則 (事業者の役割) 他	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」について、勤労者が文化活動をするためには、ワーク・ライフ・バランスの徹底が必要不可欠。事業者の参画も含めて、積極的な推進が必要。 	第7条「事業者の役割」で、事業者は、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすことを規定するとともに、第16条「県民の鑑賞等の機会の充実」で、県民の誰もが文化を鑑賞し、参加し、創造できる機会を充実させるための必要な施策を講じることを規定しており、啓発等具体的な施策を、基本計画で検討することとしたい。	第7条関連 第16条関連
13 総則 (県民～事業者の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・「骨子案の概要」では、県民の役割、文化団体等の役割が一括りになってしまっているので、区別できる示し方の方がよいと思う。 	「役割」の条文の中で、それぞれの主体の特性を踏まえ記述する。	第4～7条関連

第2回三重県文化審議会における御意見への対応

(1028修正)

資料2

	項目	御意見	対応	中間案
14	総則 (市町等との連携)	・「連携」に、文化団体や事業者との連携も入れてほしい。	第8条「市町等との連携」の第2項において、文化団体、事業者等との連携を追記する。	第8条関連
15	総則 (基本計画)	・どのような手段で県民の意見を募集するのか、具体的に示す必要があるのでは。また、できるかぎり、若い世代の意見を拾い上げるような工夫をしてもらいたい。	第9条「基本計画」において、文化振興等に関する基本的な計画を定める際は、三重県文化審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により、県民の意見を反映する措置を講じることを規定する。	第9条関連
16	総則 (基本計画)	・今後、基本計画を策定していく際には、できるかぎり「誰が何をいつまでにやる」といったロードマップ的なものを提示してもらいたい。	具体的な施策及びスケジュールについては、基本計画で検討する。	第9条関連
17	総則 (財政上の措置)	・財政上の措置について、はっきりと書いてもらいたい。 ・寄附文化について醸成されているとはいいがたい状況。寄附文化の醸成を加えてはどうか。	財政上の措置に関しては、第10条「財政上の措置」において規定する。また、第20条「文化活動への支援」の中で、個人、事業者等による文化活動に対する支援活動の促進が図られるよう取り組むことを規定する。	第10条関連 第20条関連
18	総則 (財政上の措置)	・アンケートで一番求められている財政措置について、どのように行っていくのか具体的に表現をしてほしい。	財政上の措置及び文化活動への支援について、第10条、第20条に規定する。具体的な支援施策については、基本計画の中で検討する。	第10条関連 第20条関連
19	総則 (推進体制の整備)	・推進体制や推進方法について書き加える必要がある。	第11条「推進体制の整備」を追加し、県は文化振興等に関する施策を推進するために必要な体制を整備することを規定する。	第11条関連
20	総則 (推進体制の整備)	・骨子案では、「その他」として「財政上の措置」や「基本計画の策定」が記載されているが、推進体制や評価の仕組みについては、条例の前文、第1章、第2章という構成の中に入ってくるとよいと思う。	「財政上の措置」、「基本計画」は、第1章「総則」の中で規定する。また、第11条に「推進体制の整備」を規定する。なお、評価の仕組みについては、具体的な方向性を示す基本計画の中で検討する。	第11条関連
21	基本的施策	・「基本的施策」について、文の最後に「努める」という言葉が多用されている。この「努める」という言葉は、極力、表現を変えるか、言い切るかにしてほしい。	該当する条文について「講ずるものとする」、「するものとする」に変更する。	関連条文全て
22	基本的施策 (芸術の振興)	・文化芸術基本法の「コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術」という文言が、骨子案では入っていないのは何故か。また、そのコンピューターを利用した芸術の中にe-スポーツは含まれるのか。 ・ブレイクダンスなどは条例の対象となるのか。	「コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術」については、第12条「芸術の振興」において、メディア芸術に位置付ける。また、e-スポーツやブレイクダンスが対象となるかについては、その文化的側面を勘案し、国や他県の事例も参考にしながら、今後検討する。	第12条関連
23	基本的施策 (県民の鑑賞等の機会の充実)	・用語の定義に、子どもに乳幼児まで含まれるとなっているが、コロナ禍で乳幼児が文化にふれる機会も少ない。また、子育て期間は文化施設などに行くことは難しく、文化的なものに触れる機会には限界がある。	第16条「県民の鑑賞等の機会の充実」で、県民の誰もが文化を鑑賞し、参加し、創造できる機会を充実させるための必要な施策を講じることや、第19条「子どもたちの文化活動の充実」では、子どもたちが、文化にふれ親しむ機会を創出するための必要な施策を講じることを規定する。	第16条関連 第19条関連
24	基本的施策 (文化施設の充実)	・県立の文化施設を条例の中でどのように位置づけていくのか。	第17条「文化施設の充実」において、県立文化施設を、文化活動の拠点として規定する。	第17条関連
25	基本的施策 (高齢者、障がい者等の文化活動の充実)	・障がい者の文化活動について、アートディレクターや担当者を設け、全国対応して発展していけるよう、県の支援があるとありがたい。	第18条「高齢者、障がい者等の文化活動の充実」の中で、障がい者等の文化活動が活発に行われるよう必要な施策を講じることを規定する。	第18条関連
26	基本的施策 (子どもたちの文化活動の充実)	・子どもの感性は小さいうちにしか育たないので、ただ、文化に触れさせる、体験させるだけでなく、本当の意味で子どもの感性を育てるような文化環境が大切である。	第19条「子どもたちの文化活動の充実」で、子どもたちの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むことを規定する。	第19条関連
27	基本的施策 (子どもたちの文化活動の充実)	・子どもたちが作った音楽や動画など、子どもたちが作り上げるものが守られるような内容が条例の中にあるとよい。	第19条「子どもたちの文化活動の充実」において、子どもたちの豊かな感性及び創造性を育むため、文化を鑑賞・体験する機会の創出やその他必要な施策を講ずることを規定する。	第19条関連

第2回三重県文化審議会における御意見への対応

(1028修正)

資料2

	項目	御意見	対応	中間案
28	基本的施策 (文化活動への支援)	・文化支援活動の仕組みについて、具体的にどういうことが考えられるか、準備していく必要があるのではないかと。	第20条「文化活動への支援」の中で、文化団体等が行う文化活動に対する支援を規定する。具体的な施策は、基本計画の中で検討する。	第20条関連
29	基本的施策 (文化の担い手の育成及び確保)	・「文化の担い手の育成及び確保に努める」だけではあまりに弱いので、もう一步踏み込む必要があるのでは。	第20条「文化活動への支援」の中で、文化団体等が行う文化活動に対する支援を規定するとともに、第21条「文化の担い手の育成及び確保」、第22条「顕彰」で、文化を育み、継承する人材の育成を規定する。	第20条関連 第21条関連 第22条関連
30	基本的施策 (文化を生かした地域の活性化)	・「文化を活用した地域の活性化」について、ここに「ふるさと文化」という表現を入れてはどうか。	石川県の「いしかわ文化振興条例」において、地域固有の文化を総称して「ふるさと文化」としているところ、本条例においては地域に伝わる固有の文化のほか、芸術も含め「文化」と表記し、それを生かし地域の活性化につなげていくとの趣旨で規定する。	第25条関連
31	基本的施策 (文化を生かした地域の活性化) 他	・「文化の活用による地域の活性化」、「文化の活用による観光等の振興」について、「文化の活用による」という表現に違和感がある。文化を振興するための条例という趣旨からは外れるのではないかと。	文化のもつ固有の意義と価値を尊重しつつ、それにより生み出される多様な価値を、本県文化の更なる継承・発展・創造に活用することは、文化の振興にとっても必要との認識から規定している。なお、条文の記述においては、第25条で「文化を生かした」という表現に変更し、第26条は「文化と観光等との連携」に変更する。	第25条関連 第26条関連
32	基本的施策 (文化と観光等との連携)	・文化と観光については、「みえの元気プラン」との整合性も考えていく必要があるのでは。	「みえ元気プラン」でも、文化を生かした観光に取り組むこととしており、第26条「文化と観光等との連携」と整合する。	第26条関連
33	基本的施策 (三重の文化の魅力の発信と交流の推進)	・紙媒体だけではなく、SNSやYouTubeなど、若者が見るようなメディアを取り込んだ転換をしていくといった文化行政の新しい視点が必要ではないかと。 ・情報収集と発信、住民への適切な情報提供については、基本的施策の背景として必要。	第28条「三重の文化の魅力の発信と交流の推進」の中で、三重の文化の魅力に関する情報を積極的に国内外に向けて発信していくことを規定する。SNSの活用など、具体的な施策については、基本計画において検討する。	第28条関連
34	三重県文化審議会	・三重県文化審議会を条例の中でどのように位置付けていくのか。	第3章「三重県文化審議会」を規定し、「三重県文化審議会条例（三重県条例第33号）」は廃止する。	第29～33条関連
35	その他	・県民による文化活動と、より上質な芸術に触れ、振興させていくことというのは、分けて考えるほうがわかりやすいのではないかと。例えば、伝統芸能でも、人間国宝の方がするものと、習い事の能の活動や地域の獅子舞等を、まとめるのではなく、別で考えるべきものと感じる。	文化の振興に当たっては、一般の方の活動も、プロの芸術家の方の活動も、等しく重要と考えるため、本条例では分けて考えず、それらを含めて文化活動ととらえることとした。ただ、例えば、基本計画における人材育成に関する施策等では、ご指摘のとおり、区別する視点も必要になる可能性があるため、個別に検討する。	—
36	その他	・「基本的施策」5つの方向性と「基本理念」の9項目が、どのようにリンクしているのか分かりにくい。	「基本的施策」の5つの方向性については、別添のとおり複数の「基本理念」に関連している。	—

第1章 総則 基本理念（第2条）

第2章 文化に関する基本的施策（第12～28条）

